

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第156号

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保育所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

別表中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、第19号を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)